

1

2

3

4

5

6

7 経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁
8 国民保護計画

9

10

11

12

13

14

15 平成17年10月
16 (最終改正：令和7年3月)

17 経済産業省
18 資源エネルギー庁
19 中小企業庁

1 経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画
2

3 4 目 次

5 第1章 総則

6 第1節 計画の目的

7 第2節 用語の定義

8 第3節 防災基本計画及び経済産業省防災業務計画との関係

9 第4節 計画の見直し

10

11 第2章 実施体制の確立

12 第1節 平素における組織・体制等の整備

13 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

14

15 第3章 国民保護措置の実施

16 第1節 国民保護措置の実施に関する基本方針

17 第2節 住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置

18 第3節 武力攻撃災害への対応措置

19 第4節 国民生活の安定に関する措置

20 第5節 訓練及び備蓄

21

22 第4章 武力攻撃原子力災害への対処

23 第1節 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

24 第2節 武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

25 第3節 武力攻撃原子力災害への備え

26 第4節 武力攻撃原子力災害への対応措置

27

28 第5章 緊急対処事態への対処

29 第1節 緊急対処事態における活動体制の確立

30 第2節 緊急対処保護措置の実施方法

31

32 (別表) 国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素

33

34

1 第1章 総則

2 第1節 計画の目的

3 この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16
4 年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の
5 規定に基づき、経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁（以下「経済産業省」とい
6 う。）の所掌事務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の内容及び実施方法その
7 他国民保護措置の実施に必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置
8 及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的と
9 する。

10 第2節 用語の定義

11 この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりとする。

- 12 • 武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
- 13 • 武力攻撃事態 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに
14 国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」
15 という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態
- 16 • 武力攻撃予測事態 事態対処法第2条第3号に規定する武力攻撃予測事態
- 17 • 緊急対処事態 事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態
- 18 • 武力攻撃 事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃
- 19 • 武力攻撃災害 国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害
- 20 • 国民保護措置 国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置
- 21 • 緊急対処保護措置 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置
- 22 • 武力攻撃原子力災害 国民保護法第105条第7項第1号に規定する武力攻撃原子力
23 災害
- 24 • 事態対策本部 事態対処法第10条第1項の事態対策本部
- 25 • 武力攻撃事態等現地対策本部 国民保護法第24条第2項の武力攻撃事態等現地対策
26 本部
- 27 • 緊急対処事態対策本部 事態対処法第23条第1項の緊急対処事態対策本部
- 28 • 指定行政機関 事態対処法第2条第5号に規定する指定行政機関
- 29 • 指定公共機関 事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関
- 30 • 指定地方行政機関 事態対処法第2条第6号に規定する指定地方行政機関
- 31 • 指定地方公共機関 国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関
- 32 • 生活関連等施設 国民保護法第102条第1項の生活関連等施設

33 第3節 防災基本計画及び経済産業省防災業務計画との関係

34 この計画に定めるもののほか、経済産業省が実施する武力攻撃事態等における国民保護
35 措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置については、防災基本計画（災害対策基
36 本法（昭和36年法律第223号）第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。）及び
37 経済産業省防災業務計画の定めの例により行うものとする。

1 第4節 計画の見直し

2 この計画は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、隨時見直しを行い、必要に応じ、これを
3 変更するものとする。計画の変更に当たっては、組織変更に伴う場合その他の軽微な変更
4 である場合を除き、関係する行政機関の意見を聴く等、広く関係者の意見を求めるよう努
5 めるものとする。

6

7 第2章 実施体制の確立

8 第1節 平素における組織・体制等の整備

9 1 本省における体制の整備

10 (1) 主管の部局

11 経済産業省の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な
12 体制の整備等を行う主管の部局は、大臣官房危機管理・災害対策室とする。

13 (2) 主管部局の事務

14 大臣官房危機管理・災害対策室は、次に掲げる事務を行う。

- 15 • 緊急時のための連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
- 16 • 都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- 17 • 経済産業省国民保護対策本部が設置された場合の省内各部局の事務分掌の整備
- 18 • この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
- 19 • この計画の見直し
- 20 • その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

21 2 地方支分部局等における体制の整備

22 (1) 主管の部局

23 地方支分部局（経済産業局（沖縄経済産業部を含む。以下同じ。）及び産業保安監督
24 部（那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の所掌事務に
25 関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う主管の
26 部局は、各経済産業局にあっては総務企画部総務課（沖縄経済産業部にあっては政策課。
27 以下同じ。）、各産業保安監督部にあっては管理課とする。

28 (2) 主管部局の事務

29 各経済産業局総務企画部総務課及び各産業保安監督部管理課は、それぞれ次に掲げる
30 事務を行う。

- 31 • 緊急時のための連絡網の作成その他の各地方支分部局内の連絡体制及び参集体制の
32 整備
- 33 • 都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- 34 • 経済産業省地方国民保護対策本部が設置された場合の各地方支分部局内の事務分掌
35 の整備
- 36 • この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
- 37 • この計画の見直しに伴う各地方支分部局内の体制及び業務内容等の見直し
- 38 • その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

1 3 本省における連絡体制及び参集体制の整備

2 (1) 情報連絡ルートの確立

3 武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、各部局において連絡担当者を複数定め、本省における情報連絡ルートの確立を図る。情報連絡ルートは、経済産業省防災業務計画に基づき作成する防災業務必携（以下「防災業務必携」という。）において明確にするとともに、防災訓練等を通じて定期的に確認する。

8 なお、連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに大臣官房危機管理・災害対策室に報告するものとする。

11 (2) 情報連絡手段の確保

12 大臣官房危機管理・災害対策室及び大臣官房情報システム厚生課厚生企画室は、武力攻撃事態等における省内の情報連絡手段を確保するため、無線呼出、携帯電話等の移動通信機器の充実に努めるとともに、重要回線の専用線化、衛星通信・無線通信の活用を含めた情報連絡手段の多重化等に努める。また、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できる体制を確立するとともに、災害用として配備されている無線電話等の機器の運用方法等について習熟しておくこととする。

18 なお、非常災害時の通信の確保を図るため、災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のための訓練を行う。

22 (3) 参集体制の確立

23 大臣官房危機管理・災害対策室は、武力攻撃事態等において迅速かつ的確に初動体制を構築できるよう、経済産業大臣、経済産業副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長その他職員の参集基準を防災業務必携に定めることとする。

27 4 地方支分部局における連絡体制及び参集体制の整備

28 各地方支分部局は、本省における連絡体制及び参集体制にならい、連絡体制及び参集体制を整備する。また、本省との情報連絡ルートを確立するため、それぞれの職員の中から本省連絡担当者を指定し、大臣官房危機管理・災害対策室にあらかじめ登録しておくとともに、本省各課への情報連絡ルートを確保しておく。

32 本省連絡担当者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにし、本省連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに大臣官房危機管理・災害対策室に変更登録を行う。

36 5 国民保護措置の実施機能等の確保

37 大臣官房危機管理・災害対策室、大臣官房情報システム厚生課、大臣官房情報システム厚生課厚生企画室、各経済産業局総務企画部及び各産業保安監督部管理課は、武力攻撃災害の発生時において、本省及び地方支分部局が応急対策の中核拠点としての機能を果たし得るよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、以下の措置を講じる。あわせて、自らの施設が被災した場合に、防災業務の実施体制を確保するため、職員・来訪者等の安全対策、施設の復旧、防災に関する物資及び資機材の整備及び点検等を行う。

44 (1) 庁舎の防災機能の向上等

1 本省及び地方支分部局の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用
2 発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制
3 の整備等に努めるほか、本省及び地方支分部局等における通信システムについて、資機
4 材の耐震固定並びにアンテナ及びケーブルの耐災害性の確保を図る。

5 また、経済産業省のコンピュータシステムについては、バックアップ体制の充実及び
6 記録媒体の多重化等に努める。更に、災害による停電等に対応するための非常用発電設
7 備については、燃料の確保、補給及び運搬体制を整備する。

8

9 (2) 災害対策業務室の機能強化

10 武力攻撃事態等に伴う災害応急対策のための初動体制確立の円滑化等災害即応体制の
11 強化を図るため、災害対策の中核施設として経済産業省本省に整備されている災害対策
12 業務室の機能を強化する。

13

14 (3) 庁舎が被災した場合の代替施設等の確保

15 本省及び地方支分部局の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備え、代替施設
16 の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、本省の庁舎が被災し、使用が
17 不可能となった場合に備えて、政府本部との連携、関東経済産業局その他の地方支分部
18 局によるバックアップ体制等を考慮しつつ、周辺地域において代替施設となる経済産業
19 省施設を指定する。

20

21 6 国民の保護のための措置に関する職員の研修等

22 大臣官房危機管理・災害対策室は、大臣官房秘書課と協力しつつ、関係職員に対して、
23 国民保護措置の実施マニュアルの配布、講習会の実施等を通じ、国民保護措置に関して次
24 に掲げる事項の周知徹底を図る。

- 25 • 国民保護法その他の関係法令の概要
26 • この計画の概要
27 • 武力攻撃事態等における連絡網

28

29 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

30 1 経済産業省国民保護対策本部

31 (1) 経済産業省国民保護対策本部の設置

32 武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部が設置されたときは、直ちに、経済産
33 業大臣を長とする経済産業省国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）
34 を設置する。この場合において、国民保護対策本部は、速やかに、国民保護対策本部を
35 設置した旨を、事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に
36 通知するものとする。

37

38 (2) 国民保護対策本部の組織及び運営

39 経済産業大臣が指揮をとれない場合におけるその職務代行者に関する事項その他の國
40 民保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程（昭
41 和38年8月9日38総第42号。以下「防災関係機関等組織規程」という。）に定め
42 る。

1 (3) 国民保護対策本部の事務

2 国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- 3 • 国民保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整
4 • 事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
5 • 事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内への提供
6 • 省内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
7 • 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
8 • その他国民保護措置の実施に関し必要な事務

9 (4) 国民保護対策本部の廃止

10 事態対策本部が廃止されたときは、速やかに国民保護対策本部を廃止する。

11 2 各地方支分部局国民保護対策本部

12 (1) 各地方支分部局国民保護対策本部の設置

13 各地方支分部局等の長は、国民保護対策本部が設置された場合において、必要がある
14 と認めるときは、各地方支分部局の長を長とする各地方支分部局等国民保護対策本部（以
15 下「地方国民保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、各地方支分部
16 局の長は、速やかに、地方国民保護対策本部を設置した旨を国民保護対策本部に報告す
17 るものとする。

18 (2) 地方国民保護対策本部の組織及び運営

19 地方国民保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、各地方支分部局等の長が別に
20 定める。

21 (3) 地方国民保護対策本部の事務

22 地方国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- 23 • 国民保護措置の実施に関する地方支分部局等内の総括及び総合調整
24 • 国民保護対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
25 • 国民保護対策本部、関係機関等から収集した情報の地方支分部局等内への提供
26 • 地方支分部局内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
27 • 地方支分部局における国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等
28 広報活動の総括
29 • その他地方支分部局における国民保護措置の実施に関し必要な事務

30 (4) 地方国民保護対策本部の廃止

31 各地方支分部局の長は、国民保護対策本部が廃止された場合その他地方国民保護対策
32 本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、速やかに地方国民保護対策本部を廃
33 止する。この場合において、各地方支分部局の長は、速やかに、地方国民保護対策本部
34 を廃止した旨を大臣官房危機管理・災害対策室（国民保護対策本部が設置されていると
35 きは、国民保護対策本部）に報告するものとする。

36 3 関係機関等との連携

37 (1) 事態対策本部への職員の派遣

38 国民保護対策本部は、事態対策本部にその指名する職員を参画させ、関係省庁との情

1 報交換及び災害応急対策の調整等に従事させるものとする。また、政府調査団等が派遣
2 される場合には、必要に応じ、関係職員を派遣するものとする。

3

4 (2) 被災地等への職員の派遣

5 ① 武力攻撃災害が発生したときは、国民保護対策本部は、状況に応じ、職員を被災地
6 に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等に従事させるものとする。

7 ② 国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部から職員の派遣の要請が
8 あったときは、国民保護対策本部は、速やかに適任と認める職員を派遣するものとす
9 る。

10 ③ 国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要
11 請ががあったとき又は国民保護法第152条第1項の規定による職員の派遣のあっせん
12 の求めがあったときは、国民保護対策本部は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい
13 支障のない限り、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。

14

15 4 特殊標章等の交付等

16 経済産業大臣、資源エネルギー庁長官及び中小企業庁長官は、別に定める要綱に従い、
17 所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、国民保護法第158条第1項
18 の特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。

19

20

21 第3章 国民保護措置の実施

22

23 第1節 国民保護措置の実施に関する基本方針

24 経済産業省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する
25 基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、関係機関と協力し
26 つつ、所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
27 この場合において、次の点に留意するものとする。

28

29 1 基本人権の尊重

30 国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。救援のための物
31 資の収用及び保管命令等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その
32 制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正か
33 つ適正な手続の下に行うものとする。

34

35 2 国民の権利利益の迅速な救済

36 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の
37 国民の権利利益の救済に係る手続の実施体制等についてあらかじめ検討を行い、武力攻撃
38 事態等が発生したときは、これらの手続について迅速な処理に努めるものとする。また、
39 これらの手続に関連する文書については、逸失等を防ぐため安全な場所に保存する等その
40 保存には特段の配慮を払うほか、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に
41 関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、行政文書管理上定められている保
42 存期間を延長するものとする。

43

44 3 国民に対する適時適切な情報提供

1 武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、経
2 濟産業省が実施する国民保護措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供す
3 るものとする。情報提供に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に特段
4 の配慮を要する者に対しても確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるも
5 のとする。

6

7 4 関係機関との協力の確保

8 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たっては、事態対策本部と緊密な連携
9 を確保するほか、平素から、関係省庁、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公
10 共機関との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県の知事その他の執行機関
11 から、国民保護措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要が
12 あると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

13

14 5 国民の協力の懇願

15 避難住民の誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助
16 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助等についての国民の自発的な意
17 意による協力を得られるよう、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しつつ、
18 国民保護措置の重要性について、平素から教育や学習の場も含め様々な機会を通じて広く
19 啓発に努めるものとする。

20

21 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

22 指定公共機関及び指定地方公共機関による国民保護措置の実施方法等については、これ
23 らの機関の自主性を尊重するものとする。

24

25 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

26 国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対してきめ細かな配慮をす
27 るほか、外国人の安否情報の収集・提供等に当たっては、国際的な武力紛争において適用
28 される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

29

30 8 国民保護措置を実施する者の安全の確保

31 国民保護措置については、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時
32 の連絡及び応援の体制を確立すること等により、これを実施する者の安全の確保に配慮す
33 るものとする。また、生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の
34 安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等
35 には、当該管理者に対して当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報
36 を隨時十分に提供すること等により、当該管理者及び当該生活関連等施設に従事する者等
37 の安全の確保に十分配慮するものとする。

38

39 第2節 住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置

40 1 武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び報告

41 武力攻撃事態等において、各課室は、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努
42 め、これらの情報を入手したときは、直ちに、国民保護対策本部に報告するものとする。
43 この場合において、国民保護対策本部は、直ちに、その情報を事態対策本部に報告するも

1 のとする。

2

3 2 警報の発令、通知及び伝達

4 武力攻撃事態等に係る警報が発令されたときは、次に掲げる各指定公共機関の所管課室
5 及び各生活関連等施設の担当課室から、防災業務必携で定めるところにより、それぞれの
6 所掌に係る指定公共機関及び生活関連等施設に対し、電話その他の適切な方法により、そ
7 の旨を直ちに伝達するものとする。警報が解除された場合においても、同様とする。

8 A. 指定公共機関

9 商務情報政策局総務課

10 独立行政法人情報処理推進機構

11 産業技術環境局総務課産業技術法人室

12 国立研究開発法人産業技術総合研究所

13 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

14 内閣総理大臣の指定を受けた電気事業者及びガス事業者

15 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

16 電力広域的運営推進機関

17 B. 生活関連等施設

18 資源エネルギー庁電力・ガス事業部関係課、産業保安・安全グループ電力安全課

19 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年
20 政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第27条第1号に規定する
21 発電所及び変電所（以下「生活関連発変電所」という。）

22 資源エネルギー庁電力・ガス事業部関係課、産業保安・安全グループガス安全室

23 国民保護法施行令第27条第2号に規定するガス工作物（以下「生活関連ガス工作
24 物」という。）

25 経済産業政策局地域産業基盤整備課

26 国民保護法施行令第27条第9号に規定するダム（工業用水道事業に係るものに限
27 る。以下「生活関連工業用水用ダム」という。）

28 産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付

29 国民保護法施行令第28条第3号に規定する火薬類の取扱所（以下「生活関連火薬
30 類取扱所」という。）

31 産業保安・安全グループ電力安全課、高圧ガス保安室

32 国民保護法施行令第28条第4号及び第9号に規定する高圧ガスの取扱所（以下「生
33 活関連高圧ガス取扱所」という。）

34 商務・サービスグループ生物化学産業課

35 国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素の取扱所（以下「生
36 活関連生物剤等取扱所」という。）

37 産業保安・安全グループ化学兵器・麻薬原料等規制対策室

38 国民保護法施行令第28条第11号に規定する毒性物質の取扱所（以下「生活関連
39 毒性物質取扱所」という。）

40 3 避難措置の指示

41 武力攻撃事態等に係る避難措置の指示が発令されたときは、防災業務必携で定めるところにより、各指定公共機関の所管課室及び各生活関連等施設の担当課室から、それぞれの所掌に係る指定公共機関及び生活関連等施設に対し、電話その他の適切な方法により、そ

1 の旨を直ちに伝達するものとする。避難措置の指示が解除された場合においても、同様と
2 する。

3

4 4 避難住民の誘導

5 商務・サービスグループその他関係部局は、平素から、競技場、映画館、デパート等の大規模集客施設その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

6

7 5 救援の実施

8 避難住民等の救援を行うに当たり、都道府県知事から支援を求められたときは、関係部局は、救援に係る物資を供給するほか、商務・サービスグループは、関係部局と協力し、物資の入手可能経路等の情報を提供するものとする。また、国民保護対策本部は、都道府県知事からの求めがあったときは、必要に応じ、専門知識を有する職員を派遣するものとする。

9

10 6 資機材の供与及び生活必需品等の給与又は貸与

11 製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスグループ及び資源エネルギー庁は、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材や、生活必需品、燃料等が不足し、調達が困難であるとして都道府県知事から支援を求められたときは、関係事業者又は事業者団体から情報の収集に努めるとともに、これらの関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、資機材や生活必需品等の円滑な供給の確保を図るものとする。

12

13 7 安否情報の収集及び提供

14 武力攻撃事態等において、各課室は、その保有する被災者の安否情報を速やかに国民保護対策本部に報告するものとする。国民保護対策本部は、各課室から受けた報告を速やかに地方公共団体の長に提供し、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう協力するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

15

16 8 被災情報等の収集及び報告

17 武力攻撃事態等において、各課室は、その所管する施設及び設備、関係機関等に係る被害状況及び国民保護措置の実施状況に関する情報を収集し、速やかに国民保護対策本部へ報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、各課室から報告を受けた被災情報等を、速やかに事態対策本部に報告するものとする。

18

41 第3節 武力攻撃災害への対応措置

19

42 1 武力攻撃災害への対応方針

20 経済産業政策局、商務情報政策局、産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、生活関連等施設の安全確保のために自ら必要な措置

1 を講ずるとともに、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や
2 武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、助言等するものとする。

3

4 2 生活関連等施設の安全確保

5 (1) 平素からの備え

6 経済産業政策局、産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、平素から、次に
7 揭げる生活関連等施設の区分に応じ、当該生活関連等施設の担当部局において、アから
8 ウまでに掲げる措置を講ずるものとする。

- 9 ①生活関連発変電所 産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁
10 ②生活関連ガス工作物 産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁
11 ③生活関連工業用水用ダム 経済産業政策局
12 ④生活関連火薬類取扱所 産業保安・安全グループ
13 ⑤生活関連高圧ガス取扱所 産業保安・安全グループ
14 ⑥生活関連生物剤等取扱所 商務・サービスグループ
15 ⑦生活関連毒性物質取扱所 産業保安・安全グループ

16 ア 生活関連等施設の名称、所在地、管理者その他必要な情報を収集し、当該収集し
17 た情報を地方公共団体に対して提供するとともに、関係機関と共有する。

18 イ 消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、
19 資機材の整備、巡回の実施の在り方等について、生活関連等施設の特性に応じた安
20 全確保の留意点を定める。

21 ウ 生活関連等施設の管理者及び事業者団体に対する安全確保の留意点の周知に努
22 めるとともに、生活関連等施設の管理者若しくはその事業者団体又は都道府県知事
23 からの求めに応じ、生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方に関し、必要な
24 助言を行う。

25 (2) 武力攻撃事態等における措置

26 ① 生活関連発変電所

27 武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、生活
28 関連発変電所について、以下のとおり対処するものとする。

29 ア 関係機関と連携しつつ、生活関連発変電所の被害の有無、復旧の見通しその他の
30 必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府
31 県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関（消防組織法
32 （昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。）その他の行政機
33 關に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連発変電所の安全の確保のために
34 必要な支援を求める。

35 イ 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県
36 知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活
37 関連発変電所の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生
38 活関連発変電所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

39 ウ 生活関連発変電所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連発変電所
40 の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止

及び応急の復旧のための必要な措置を的確かつ迅速に講ずる。

② 生活関連ガス工作物

武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、生活関連ガス工作物について、以下のとおり対処するものとする。

ア 関係機関と連携しつつ、生活関連ガス工作物の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連ガス工作物の安全の確保のために必要な支援を求める。

イ 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連ガス工作物の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連ガス工作物の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第21条第3項、第61条第3項及び第96条第3項の規定に基づき、ガス工作物の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命令する。

- ・ガス工作物の使用の一時停止又は制限
- ・ガス工作物の移転
- ・ガス工作物内におけるガスの廃棄

エ 生活関連ガス工作物に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連ガス工作物の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要がなくなったときは、ウに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

③ 生活関連工業用水用ダム

武力攻撃事態等において、経済産業政策局は、生活関連工業用水用ダムについて、以下のとおり対処するものとする。

ア 関係機関と連携しつつ、生活関連工業用水用ダムの被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連工業用水用ダムの安全の確保のために必要な支援を求める。

イ 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連工業用水用ダムの管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連工業用水用ダムの所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

ウ 生活関連工業用水用ダムに係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連工業用水用ダムの管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

1 ④ 生活関連火薬類取扱所

2 武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループは、生活関連火薬類取扱所について、以下のとおり対処するものとする。

3 ア 関係機関と連携しつつ、生活関連火薬類取扱所の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連火薬類取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

4 イ 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連火薬類取扱所の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連火薬類取扱所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

5 ウ 火薬類の引火、爆発等を防止するため緊急の必要があると認めるとときは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の規定に基づき、次に掲げる者に対し、それぞれ以下の措置を講ずべきことを命令する。

- 6 • 製造業者、販売業者又は消費者

7 製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止

- 8 • 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者

9 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

- 10 • 火薬類の所有者又は占有者

11 火薬類の所在場所の変更又は廃棄

- 12 • 火薬類を廃棄した者

13 廃棄した火薬類の収去

14 エ 生活関連火薬類取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連火薬類取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

15 オ 火薬類の引火、爆発等を防止するための緊急の必要がなくなったときは、ウに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

16 ⑤ 生活関連高压ガス取扱所

17 武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループは、生活関連高压ガス取扱所について、以下のとおり対処するものとする。

18 ア 関係機関と連携しつつ、生活関連高压ガス取扱所の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連高压ガス取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

19 イ 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連高压ガス取扱所の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、

- 当該生活関連高压ガス取扱所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。
- ウ 高压ガスの引火、爆発、空气中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため緊急の必要があると認めるときは、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第39条又は国民保護法第103条第3項の規定に基づき、次に掲げる者に対し、それぞれ以下の措置を講ずべきことを命令する。
- ・高压ガス保安法に規定する第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高压ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に規定する液化石油ガス販売事業者若しくは充てん事業者
　　製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費のための施設の全部又は一部の一時停止又は制限
 - ・高压ガス保安法に規定する第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高压ガス消費者又は液化石油ガス法に規定する液化石油ガス販売事業者若しくは充てん事業者その他高压ガスを取り扱う者
　　製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
 - ・高压ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者
　　当該高压ガス又はこれを充てんした容器の所在場所の変更又は廃棄
 - ・国民保護法施行令第28条第9号に規定する高压ガスの取扱者
　　当該高压ガスの取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
　　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
　　当該高压ガスの所在場所の変更又は廃棄
- エ 生活関連高压ガス取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連高压ガス取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。
- オ 高压ガスの引火、爆発、空气中への飛散又は周辺地域への流出を防止するための緊急の必要がなくなったときは、ウに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。
- ⑥ 生活関連生物剤等取扱所
- 武力攻撃事態等において、商務・サービスグループは、別表に掲げる生物剤及び毒素の取扱所について、以下のとおり対処するものとする。
- ア 危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連生物剤等取扱所の管理者に対し、警備の強化その他の安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連生物剤等取扱所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連生物剤等取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。
- イ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるとき

は、国民保護法第103条第4項の規定に基づき、生物剤及び毒素の保有・管理状況について、生活関連生物剤取扱所の管理者から報告を徴収する。また、同条第3項の規定に基づき、生活関連生物剤等取扱所の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。

- 生活関連生物剤等取扱所の施設の全部又は一部の一時停止又は制限
- 生活関連生物剤等取扱所内における生物剤及び毒素の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 生活関連生物剤等取扱所内における生物剤及び毒素の所在場所の変更又はその廃棄

ウ 生活関連生物剤等取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連生物剤等取扱所から当該武力攻撃災害の状況の報告を求める。その報告を踏まえ、必要に応じ、当該生活関連生物剤等取扱所の管理者に対する指導、助言等を行うとともに、警察、消防等の関係機関との密接な連携の下、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

エ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要がなくなったときは、イに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

⑦ 生活関連毒性物質取扱所

武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループは、生活関連毒性物質取扱所について、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第3項に規定する特定物質並びに同条第5項に規定する第一種指定物質及び第二種指定物質の区分に応じ、それぞれの保有量等にかんがみ武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、以下のとおり対処するものとする。

A. 特定物質の取扱所

ア 武力攻撃予測事態においては、特定物質の保有状況その他の必要な情報を収集するとともに、安全確保措置の徹底を要請する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、保有する特定物質の廃棄の準備等を要請するとともに、その対応状況の報告を求める。

イ 武力攻撃事態においては、特定物質の保有状況その他の必要な情報を収集する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、保有する特定物質の任意の廃棄又は命令による廃棄の準備を要請するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。

ウ 武力攻撃事態等において、毒性物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、必要と認める生活関連毒性物質取扱所の管理者に対し、保有する特定物質の廃棄を命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、生活関連毒性物質取扱所の被害の有無その他の必要な情報を収集する。

エ 生活関連毒性物質取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連毒性物質取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

1 オ 緊急の必要がなくなったと認めるときは、ウに定めるところにより発出した特定
2 物質の廃棄命令を直ちに解除する。

3 B. 第一種指定物質の取扱所

4 ア 武力攻撃予測事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転
5 状況その他の必要な情報を収集するとともに、安全確保措置の徹底を要請する。

6 イ 武力攻撃事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転状況
7 その他の必要な情報を収集する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、必要がある
8 と認めるときは、運転中のプラントの通常停止を要請し、その対応状況の報告を
9 求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報
10 告する。

11 ウ 武力攻撃事態等において、毒性物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊
12 急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、必
13 要と認める生活関連毒性物質取扱所の管理者に対し、運転中のプラントの緊急停止
14 を命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及
15 び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、生活関連毒性物質
16 取扱所の被害の有無その他の必要な情報を収集する。

17 エ 生活関連毒性物質取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連毒
18 性物質取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被
19 害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

20 オ 緊急の必要がなくなったと認めるときは、ウに定めるところにより発出したプラ
21 ントの緊急停止命令を直ちに解除する。

22 C. 第二種指定物質の取扱所

23 ア 武力攻撃予測事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転
24 状況その他の必要な情報を収集するとともに、安全確保措置の徹底を要請する。

25 イ 武力攻撃事態においては、生活関連毒性物質取扱所におけるプラントの運転状況
26 その他の必要な情報を収集する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、運転中の
27 プラントの警備の強化その他の管理の徹底を求めるほか、必要があると認めるとき
28 は、運転中のプラントの通常停止を要請し、その対応状況の報告を求め、その内容
29 を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。あわせ
30 て、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その
31 他の生活関連毒性物質取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

32 ウ 武力攻撃事態等において、毒性物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊
33 急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、必
34 要と認める生活関連毒性物質取扱所の管理者に対し、運転中のプラントの緊急停止
35 を命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及
36 び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。また、従業員が避難するのに
37 十分な時間的余裕があると認められるときは、従業員の安全確保が図られることを
38 条件として、当該生活関連毒性物質取扱所に対し、残留剤の除害及び消費に努める
39 よう要請する。あわせて、生活関連毒性物質取扱所の被害の有無その他の必要な情
40 報を収集する。

1 エ 生活関連毒性物質取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連毒
2 性物質取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被
3 害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

4 オ 緊急の必要がなくなったと認めるときは、ウに定めるところにより発出したプラ
5 ントの緊急停止命令を直ちに解除する。

6 第4節 国民生活の安定に関する措置

7 1 国民生活の安定

8 (1) 生活関連物資等の価格の安定等

9 ① 経済産業政策局、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスグループ及び資源
10 エネルギー庁は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のため、
11 物価の安定及び所管する生活関連物資等（被服、日用品、燃料、生産資材その他の國
12 民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は國民経済上重要な物資若しくは役務を
13 いう。）（以下「所管生活関連物資等」という。）の適切な供給が図られるよう努め
14 るものとする。具体的には、所管生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買
15 占め及び売惜しみが生じないよう、所管生活関連物資等の価格、供給状況等を調査・
16 監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対し、供給の確保や便乗値上げ
17 の防止等の要請等を行うものとする。

18 ② 経済産業政策局は、所管生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容に
19 ついて、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるものとする。

20 ③ 資源エネルギー庁は、石油及び石油ガスの供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあ
21 るときは、備蓄している石油及び石油ガスの活用を検討するものとする。

22 ④ 経済産業政策局、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスグループ及び資源
23 エネルギー庁は、所管生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずる
24 おそれがあるときは、①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に
25 関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令、②國民
26 生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格の決定、
27 生産・保管・売渡しの指示、③物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統
28 制額の指定その他の適切な措置を講ずるものとする。

29 (2) 事業者等の業務の正常な運営の確保

30 ① 事業用資材又は製品の緊急輸送等

31 ア 大臣官房危機管理・災害対策室、商務・サービスグループ、資源エネルギー庁、
32 経済産業局その他関係部局は、被災地域における事業の再開又は継続に必要な原材
33 料、燃料等の被災地域への搬入又は製品等の滞貨の被災地域からの搬出を円滑にす
34 るため、必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関に対し、原材
35 料、燃料等の運送を求めるものとする。この場合において、大臣官房危機管理・災
36 害対策室、商務・サービスグループ、資源エネルギー庁、経済産業局その他関係部
37 局は、当該指定公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を
38 提供すること等により、当該指定公共機関及びその職員の安全に十分配慮すると
39 もに、都道府県知事及び公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の交付を要請
40 する等必要な措置を講じるものとする。

41 イ 商務・サービスグループ、経済産業局その他関係部局は、アの要請等を行う場合
42 において特に必要があると認めるときには、関係各機関と協力して当該物資の緊急

輸送計画を作成し、その実施の推進に努めるものとする。

② 電気・ガス・熱供給料金についての特例措置の認可等

資源エネルギー庁及び経済産業局は、必要に応じ、被災需要家を対象として、支払期限の延長、不使用月の電気・ガス・熱供給料金の免除その他の電気・ガス・熱供給料金の特例措置を認可するものとする。

③ 中小企業対策

中小企業庁は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災した地域に係る都道府県について以下の措置を講ずることや、被災中小企業の状況に応じて政策金融や信用保証による支援を実施することを検討し、必要に応じて適切に対応する。

ア 相談窓口の設置

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用保証協会、主要商工会議所、都道府県商工会連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部及び経済産業局に対して相談窓口の設置を要請し、関連中小企業者の相談に応じる体制を整える。

イ 既往債務の返済条件緩和等の対応

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び信用保証協会に対し、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化、担保徵求の弾力化等の被災中小企業の実状に応じた対応を依頼する。

ウ 小規模企業共済傷病災害時貸付の適用

独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、同機構における小規模企業共済の傷病災害時貸付の適用を要請する。

(3) 武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

関係部局は、武力攻撃災害の被害者の権利利益を保全するため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づく措置の必要性を検討する。また、国民保護法第131条の規定により準用する権利利益保全法の規定により政令が定められ、武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全のための特別の措置を講ずることが特に必要と認めるときは、当該措置の実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保等

① 電力供給施設

産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、電力供給施設の機能の確保等を図るため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

ア 指定公共機関である電気事業者及び電力広域的運営推進機関に対し、電力供給施設に係る武力攻撃災害が発生した場合の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう指定公共機関である電気事業者及び電力広域的運営推進機関並びに事業者団体に要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。

1 イ 指定公共機関である電気事業者及び電力広域的運営推進機関に対し、電力供給施
2 設に係る武力攻撃災害について想定を行い、対策本部の設置等の体制整備及び資機
3 材調達等の対策の実施について検討するよう要請する。

4 ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、電気事業者の保安確保の状
5 況について、必要に応じ、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

6

7 ② ガス供給施設

8 産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、ガス供給施設の機能の確保等を図
9 るため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

10 ア 指定公共機関であるガス事業者に対し、ガス供給施設に係る武力攻撃災害が発生
11 した場合の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請し、必要に応じ、そ
12 の対応状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機
13 材融通体制を構築するようガス事業者及びガス事業者団体に要請し、必要に応じ、
14 その対応状況を把握する。

15 イ 指定公共機関であるガス事業者に対し、ガス供給施設に係る武力攻撃災害につい
16 て想定を行い、対策本部の設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施につい
17 て検討するよう要請する。

18 ウ ガス事業法に基づき、ガス事業者の保安確保の状況について、必要に応じ、各種
19 の検査その他適切な監督又は指導を行う。

20

21 ③ 熱供給施設

22 産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、熱供給施設の機能の確保等を図る
23 ため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

24 ア 災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制を構築するよう熱供給事業者及び熱供
25 紙事業者団体に要請する。

26 イ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に基づき、熱供給事業者の保安確保の
27 状況について、必要に応じ、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

28

29 ④ 工業用水道施設

30 経済産業政策局は、工業用水道施設の機能の確保等を図るため、平素から、以下の措
31 置を講ずるものとする。

32 ア 工業用水道事業者が行う自然災害に対する既存の予防措置又は施設の改築事業
33 等において、給水系統の多重化・ループ化、他事業との連絡管の布設等、地域の特
34 性又は事業経営の状況に応じ、代替給水施設の計画的な整備が図られるよう推進す
35 る。

36 イ 工業用水道事業者に対し、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請するほか、そ
37 の整備状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機
38 材融通体制を構築するよう工業用水道事業者及び工業用水道事業者団体に要請する。

39 ウ 工業用水道事業者に対し、工業用水道施設に係る武力攻撃災害について想定を行
40 い、対策本部の設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討する
41 よう要請する。

1 エ 工業用水道事業の保安確保の状況について、必要に応じ、各種の検査その他適切
2 な監督又は指導を行う。

3

4 (2) ライフライン施設の応急の復旧

5 ① 電力供給施設

6 武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、電力供
7 給施設の応急の復旧を図るため、指定公共機関である電力広域的運営推進機関と連携し、
8 以下の措置を講ずるものとする。

9 ア 関係機関と連携しつつ、電力供給施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要
10 な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、都道府県その他の関係機
11 關に報告する。

12 イ 電力供給施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該電力供給施設の管理者
13 に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急
14 の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。また、当該電力供給施設の管理者に
15 対し、復旧見通しを明確にし、必要に応じ、地方公共団体との連携をとりつつ、広
16 く一般に知らしめるよう指導する。

17 ② ガス供給施設

18 武力攻撃事態等において、産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、ガス供
19 給施設の応急の復旧を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

20 ア 武力攻撃事態等において、速やかに、関係機関と連携しつつ、ガス供給施設の被
21 害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告す
22 るとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。

23 イ ガス供給施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該ガス供給施設の管理者
24 に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急
25 の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

26 ウ 指定公共機関であるガス事業者に対し、復旧見通しを明確にし、必要に応じ、地
27 方公共団体との連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。

28 ③ 熱供給施設

29 産業保安・安全グループ及び資源エネルギー庁は、熱供給施設の応急の復旧を図るた
30 め、以下の措置を講ずるものとする。

31 ア 関係機関と連携しつつ、熱供給施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な
32 情情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その
33 他の関係機関に報告する。

34 イ 熱供給施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該熱供給施設の管理者に對
35 する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復
36 旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

37 ④ 工業用水道施設

38 経済産業政策局は、工業用水道施設の応急の復旧を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

39 ア 関係機関と連携しつつ、工業用水道施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必

1 要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県
2 その他の関係機関に報告する。

3 イ 工業用水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該工業用水道施設の管
4 理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害
5 の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。また、当該工業
6 用水道施設の管理者に対し、復旧見通しを明確にし、必要に応じ、地方公共団体と
7 の連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。

8 第5節 訓練及び備蓄

9 1 訓練

10 大臣官房危機管理・災害対策室、大臣官房情報システム厚生課厚生企画室その他関係部
11 局及び各地方支分部局は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を、適時行うものと
12 する。訓練の実施に当たっては、関係機関と共同するよう努めるとともに、経済産業省防
13 災業務計画に基づき毎年度一回以上実施する防災訓練との有機的な連携に配慮するものと
14 し、訓練の実施後、速やかにその事後評価を行う。

- 15
- 16 • 経済産業省非常参考訓練
 - 17 • 経済産業省国民保護対策本部設置運営訓練
 - 18 • 指定地方公共機関に対する警報の通知・伝達
 - 19 • 国民保護法第103条の規定に基づく危険物質等の取扱者に対する措置の実施命令
 - 20 • その他国民保護措置の的確な実施に必要と認める訓練

21 2 備蓄

22 商務・サービスグループ、製造産業局、資源エネルギー庁及び各経済産業局は、地方公
23 共団体が国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行なうこ
24 とができるよう、平素から物資及び資材の調達体制を整備するものとする。また、武力攻
25 撃事態等において我が国の石油及び石油ガスの安定的な供給不足が生じ、又は生ずるおそ
26 れがある場合に備え、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）に基
27 づき備蓄している石油及び石油ガスを速やかに供給することができるよう、体制を整備す
28 るものとする。

30 第4章 武力攻撃原子力災害への対処

32 第1節 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

34 1 関係機関との連携

35 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、事態対策本部等と緊密な連携を
36 確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関等との連携
37 体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原
38 子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要
39 があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

41 2 国民に対する適時適切な情報提供

42 武力攻撃原子力災害に対する防災対策について広く国民に理解と協力を得るため、平素
43 から、パンフレット、ビデオ、インターネット等の多様な手段を通じ、防災対策等の必要
44 性等について広報を行うものとする。また、武力攻撃事態等においては、新聞、放送、イ

1 シンターネット等の広報手段を活用して、経済産業省が実施する武力攻撃原子力災害への対
2 応措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。

3

4 3 武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保

5 武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、武力攻撃原子力災害への対応措置については、
6 これを実施する原子力事業者等の安全確保に最大限配慮するものとする。また、職員は、
7 安全が確保されている中で武力攻撃原子力災害への対応措置を行うものとする。

8

9 第2節 武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

10 1 経済産業省武力攻撃原子力災害対策事務局

11 (1) 経済産業省武力攻撃原子力災害対策事務局の設置

12 次に掲げるときは、経済産業省武力攻撃原子力災害対策事務局（以下「原子力災害対
13 策事務局」という。）を設置する。

- 14
- 15 • 国民保護法第105条第1項の規定により原子力防災管理者（原子力災害対策特別
16 措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第9条第1項の原子
17 力防災管理者をいう。以下同じ。）から武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子
18 力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報が行われたとき
 - 19 • 国民保護法第105条第3項の規定により都道府県知事、市町村長及び関係隣接都
20 道府県知事から同条第1項に規定する事実があると認めた旨の通報が行われたとき
 - 21 • 国民保護法第105条第1項に規定する事実があると認めるとき

22 (2) 原子力災害対策事務局の組織及び運営

23 原子力災害対策事務局の組織及び運営に関する事項は、防災関係機関等組織規程に定
24 めるものとする。

25 (3) 原子力災害対策事務局の事務

26 原子力災害対策事務局は、次に掲げる事務を行う。

- 27 • 国民保護対策本部その他の関係機関等との連絡・調整に関すること。
- 28 • 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
- 29 • 武力攻撃原子力災害に係る被害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関すること。

30 (4) 原子力災害対策事務局の廃止

31 原子力災害対策事務局の長は、武力攻撃原子力災害に関する被害の拡大防止策及び応
32 急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力災害対策事
33 務局を廃止する。

34 2 連絡体制及び参集体制の整備

35 (1) 情報の収集・連絡体制の整備

36 経済産業省は、緊急時に地方公共団体、原子力事業所その他関係機関との連絡を円滑
37 に行うため、緊急時連絡体制の維持・整備を行う。

38 (2) 参集体制の確立

39 経済産業省は、武力攻撃事態等において迅速かつ的確に初動体制を構築できるよう、

1 職員の収集基準を防災業務必携に定めることとする。

2

3 3 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保

4 (1) 経済産業省オペレーションルームの整備

5 経済産業省は、武力攻撃原子力災害の拡大防止策及び応急・復旧対策に関する措置を
6 実施するため、情報連絡等を行うための必要な資機材を備えた十分な広さを有する経済
7 産業省オペレーションルームを整備・維持する。

8

9 4 武力攻撃原子力災害への対応措置に関する職員等派遣体制の整備

10 (1) 現地への職員及び専門家の派遣体制の整備

11 経済産業省は、武力攻撃原子力災害が発生した場合において、必要に応じ、関係職員
12 及びあらかじめ選定した専門家を直ちに現地に派遣できるよう、平素から体制の整備を行
13 う。

14

15 第3節 武力攻撃原子力災害への備え

16

17 1 国民への啓発

18 (1) 平素における国民等への情報提供

19 資源エネルギー庁は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力施設周辺の住
20 民に対して緊急時に混乱と動搖を起こすことなく、国、都道府県及び市町村の指示に従
21 って秩序ある行動をとれるよう、平素から、周辺住民等に対して次に掲げる事項に関する
22 情報の提供を行うものとする。

- 23 • 放射性物質及び放射線の特性
- 24 • 原子力事業所の概要
- 25 • 原子力災害の内容とその特殊性
- 26 • 武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

27

28 第4節 武力攻撃原子力災害への対応措置

29

30 1 応急対策

31

32 (1) 現地への職員の派遣等

33 ① 国民保護対策本部は、国民保護法第29条第3項の規定による都道府県対策本部長
34 の要請に基づき、適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急
35 事態応急対策拠点施設等に派遣する。なお、派遣に当たっては、必要に応じ、防衛省、
36 警察庁、海上保安庁等関係省庁に輸送支援を要請する。

37

38 (2) 原子炉施設等の使用が停止した際の電力供給の確保

39 ① 原子炉施設等の使用が停止したときは、資源エネルギー庁は、実用発電用原子炉（原
40 子炉等規制法第43条の4第1項の実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）の状態、代
41 替電力の確保状況等について、直ちに、実用発電用原子炉を設置する原子力事業者から
42 聴取する。また、資源エネルギー庁及び指定公共機関である電力広域的運営推進機関は、
43 当該原子力事業者以外の電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状
44 況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業

務改善命令、供給命令等を発出するものとする。

② 資源エネルギー庁は、指定公共機関である電気事業者による電力供給の確保のための措置の実施にもかかわらず、実用発電用原子炉の運転停止に伴い電気の需給状況がひつ迫したときは、国民生活の安定に必要な電力の確保を最優先に行うことを原則としつつ、国民に対する不要不急の電気の使用停止の要請、電気の使用制限等の措置を段階的に実施すること等により、電力供給の確保に最大限努力するものとする。

(3) 退避・避難、救急医療等応急対策

① 国民保護対策本部は、必要に応じ、事態対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。

② 国民保護対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、事態対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

2 復旧対策

(1) 国民保護対策本部は、武力攻撃原子力災害が生じたときは、被災原子力事業所の状態の把握や応急対策の実施に努めるほか、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の復旧対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) また、避難措置の指示が解除されたときは、関係省庁と連携の下、被災原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるために必要な体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の展開等の災害復旧対策を講じるものとする。

(3) 更に、被災事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保等の復旧対策を講ずるものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態における活動体制の確立

1 経済産業省緊急対処保護対策本部

(1) 経済産業省緊急対処保護対策本部の設置

政府に緊急対処事態対策本部が設置されたときは、直ちに、経済産業大臣を長とする経済産業省緊急対処保護対策本部（以下「緊急対処保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、緊急対処保護対策本部は、速やかに、緊急対処保護対策本部を設置した旨を、緊急対処事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。

(2) 緊急対処保護対策本部の組織及び運営

緊急対処保護対策本部の組織及び運営については、防災関係機関等組織規程に定める。

(3) 緊急対処保護対策本部の事務

緊急対処保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・緊急対処保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整
- ・緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ・緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内関係部局への提供

- 1 ・省内関係部局からの被災情報その他の情報の取りまとめ
2 ・緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
3 ・その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事務

4

5 (4) 緊急対処保護対策本部の廃止

6 緊急対処事態対策本部が廃止されたときは、速やかに緊急対処保護対策本部を廃止す
7 る。

8

9 2 各地方支分部局緊急対処保護対策本部

10 (1) 各地方支分部局緊急対処保護対策本部の設置

11 各地方支分部局の長は、緊急対処保護対策本部が設置された場合において、必要がある
12 と認めるときは、各地方支分部局の長を長とする各地方支分部局等緊急対処保護対策
13 本部（以下「地方緊急対処保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、
14 各地方支分部局の長は、速やかに、地方緊急対処保護対策本部を設置した旨を緊急対処
15 保護対策本部に報告するものとする。

16

17 (2) 地方緊急対処保護対策本部の組織及び運営

18 地方緊急対処保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、各地方支分部局の長が別
19 に定める。

20

21 (3) 地方緊急対処保護対策本部の事務

22 地方緊急対処保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- 23 ・緊急対処保護措置の実施に関する地方支分部局内の総括及び総合調整
- 24 ・緊急対処保護対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
- 25 ・緊急対処保護対策本部、関係機関等から収集した情報の地方支分部局内への提供
- 26 ・地方支分部局内からの被災情報等その他の情報の取りまとめ
- 27 ・地方支分部局における緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作
28 成等広報活動の総括
- 29 ・その他地方支分部局における緊急対処保護措置の実施に関し必要な事務

30

31 (4) 地方緊急対処保護対策本部の廃止

32 各地方支分部局の長は、緊急対処保護対策本部が廃止された場合その他地方緊急対処
33 保護対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、速やかに地方緊急対処保護
34 対策本部を廃止する。この場合において、各地方支分部局の長は、速やかに、地方緊急
35 対処保護対策本部を廃止した旨を大臣官房危機管理・災害対策室（緊急対処保護対策本
36 部が設置されているときは、緊急対処保護対策本部）に報告するものとする。

37

38 第2節 緊急対処保護措置の実施方法

39 緊急対処保護措置については、第3章及び前章の定めの例により実施するものとする。

国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40**1 人に病原性を有する生物剤及び毒素**

(1) ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャバレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症※の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症※の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属（エムポックスウイルス、痘そうウイルス）、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンプレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス）、フレボウイルス属（SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイルス）、ベータコロナウイルス属（MERSコロナウイルス、SARSコロナウイルス）、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ハンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）、リンパ球性脈絡膜炎ウイルス

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7号の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む）

腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィA）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチャ、日本紅斑熱リケッチャ、ロッキ一山紅斑熱リケッチャ、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシディオイデズ属イミチス

1 (4) 原生動物（寄生虫を含む。）

2 クリプトスボリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）、多包条虫、单
3 包条虫、熱帶熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

4 (5) 毒素

5 アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素
6 及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ベロ毒素）、ジアセト
7 キシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボ
8 ルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、HT-2トキシン、T-2トキシン

9

10 2 家畜に病原性を有する生物剤

11 牛痘ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ馬痘ウイルス、小反芻獸痘ウイルス、豚コ
12 レラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥イ
13 ンフルエンザウイルス

14